

8月25日から住民基本台帳 ネットワークシステム 第2次サービス開始

〔住民票の写しの広域交付〕
全国の市区町村で、自分の
住民票の写し（戸籍の表示を
省略したもの）が取れるよう
になります。

現在、住民票の写しの交付
は、住んでいる市町村でしか
受けられません。今回住基ネ
ットを活用して全国の市区町
村間で住民票情報のやりとり
ができるようになることによ
り、全国の市区町村（住基ネ
ットに接続していない自治体
を除く）でも、住民基本台帳
カード、運転免許証などを市
区町村の窓口で掲示すること
によって、本人や世帯の住民
票の写し（戸籍の表示を省略
したもの）の交付が受けられ
るようになります。

〔転入転出手続きの簡素化〕
住民基本台帳カードの交付
を受けている場合、転出届を
郵送でおこなうことができ、
手続きで窓口に行くのは、転
入時1回だけで済むように
なります。

現在引越しの場合には、
まず住んでいる市区町村に
転出届をおこない、転出証
明書の交付を受けた上で、
引越し先の市区町村に転入
届をおこなう必要があります。
住民基本台帳カードの
交付を受けている場合は、
確実な本人確認ができるた
め、一定の事項を記入した
転出届を郵送でおこない、
住民基本台帳カードを引越
し先の市区町村の窓口で掲
示して転入届をおこなうこ
とにより、引越しの場合に
窓口に行くのが転入時の1
回で済むようになります。

〔住民基本台帳カードについて〕
希望すれば住民基本台帳カ
ードが交付されます。
本人が直接役場町民福祉課の
窓口においでください。
（申請時に必要なもの）



運転免許証、パスポート、
その他官公署が発行した免許
証、許可証、もしくは資格証
明書等（本人の顔写真が貼付
されたものに限る）※健康保
険証は不可
◎カード交付手数料500円

※高度のセキュリティ機能を
備えたICカードを採用

●カードは写真付きと写真な
しを選択できます。

〔詳しいお問い合わせは〕
役場町民福祉課町民係
2857-1111（内線234）

保健師メモ

風しんの予防接種を
受けましょう

（昭和54年4月2日）
昭和62年10月1日

生まれの方へ

平成6年の予防接種関係法
令の改正により、風しんの予
防接種対象者がそれまでの中
学校女子から、幼児（生後12
カ月～90カ月）に変更になり
ました。この変更に伴って接
種機会を失わないよう、昭和
54年4月2日～昭和62年10月
1日までの間に生まれた方には
別途、経過措置が設けられ
ています。ただし、すでに風し
ん予防接種またはMMR（Ⅱお
たふく、風しん、麻しん混合ワ
クチン）を接種した方、風しん
に罹患したことがはっきりして
いる方は接種できません。

左記の対象となる方で希望
者は、受診者用問診票をお渡
しします。保健衛生課衛
生係までお問い合わせくださ
い。

予防接種実施機関は町内2

カ所の医療機関で、平成15年
9月1日（月）～9月6日（土）
までの予定です。

なお、住民票が本町にある
方が対象です。

〔なぜ、風しんの予防接種を
受けたほうがいいの？〕

妊娠初期の女性が風しんに
かかると、先天性風しん症候
群の赤ちゃん（心臓の奇形・
白内障・聴力障害）が生まれ
る可能性が高いと言われてい
ます。また大人は子どもより
重症になる場合が多いと言わ
れています。

〔風しんとはどんな病気？〕

風しんウイルスに感染して
から14～21日の潜伏期間の
後、発熱と共に全身に淡い発
疹が出現します。通常3日程
で消失するため、一般に三日
ばしかともいわれている病
気です。後頭下部のリンパ節
が腫れることもあります。し
かし、感染しても症状を表さ
ない人が約15%存在している
といわれています。

〔詳細につきましては〕

役場保健衛生課保健師まで